

地域金融の円滑化に対する取組み

1. 取組み方針の概要

地域のお客様に必要な資金を供給することや、経営相談および経営改善支援に取り組むことは、当組合の重大な使命です。お客様の資金の円滑化のための貸付条件の変更等の申込みについては、これまで以上に、お客様と相談しながら適切な提案を行えるよう取り組みます。貸付条件の変更等のお申込み・ご相談については、当組合の本支店の「ご返済等に関するご相談受付窓口」において応じます。

① 中小企業・個人事業者の方の経営相談・経営指導及び経営改善について

お客様の経営実態等を踏まえて経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取組みに関して、ご相談に応じます。

② 中小企業・個人事業者の方の既往の債務に係る貸付条件の変更等、申込み・相談に対する対応について

当組合に対して事業資金のお借入のあるお客様が、受注減少や売上減少による減収など、不安定な経済情勢の影響等によりご返済が困難になった場合、貸付条件の変更等のお申込み・ご相談に応じます。

③ 既往の住宅ローン取引に係る貸付条件の変更等、申込み・相談に対する対応について

当組合に対して住宅関連資金のお借入のあるお客様が、勤務先の倒産やリストラによる解雇・転職等や、業績悪化などによる減収など、勤務先等の事情により返済が困難になった場合には、貸付条件の変更等のお申込み・ご相談に応じます。

④ 貸付条件の変更等の申込み・相談に対する対応状況を把握等するための態勢整備について

お客様からの貸付条件の変更等に関するお申込み・ご相談に対して、お客様の実態を十分に踏まえ、迅速な検討・回答に努めるため、審査部内に金融円滑化推進室を設置しています。

また、貸付条件の変更等をしたお客様の進捗状況や貸付条件の変更を行った後、経営改善努力を行っているお客様に対して、継続的なモニタリングや経営相談・経営指導及び経営改善支援に努めます。

⑤ 他金融機関等との緊密な連携関係の構築について

他の金融機関から借入を行っているお客様から貸付条件の変更等について、お申込み・ご相談があった場合には、情報共有の同意をいただいた上で守秘義務に留意しつつ、該当する他金融機関、政府系金融機関、信用保証協会、中小企業再生支援協議会等との間で相互に貸付条件の変更等に係る情報の確認を行うなど、緊密な連携関係に努めます。

⑥ お客様への説明態勢の充実について

お客様からの貸付条件の変更等に関するお申込み・ご相談に対し、迅速かつ誠実な対応に努めるとともに、その対応に際しては、お客様とのこれまでの取引関係やお客様の理解、経験、資産の状況等にに応じた適切かつ丁寧な説明に努めます。

⑦ 貸付条件の変更等の実施状況の公表について

当組合は、中小企業等金融円滑化法に基づき、貸付条件の変更等の申込み、実行等の実施状況(累積件数)を半期(9月末・3月末)毎に、それぞれの期末より45日以内に開示します。

2. 貸付条件の変更等の実施状況

平成21年12月の「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」の施行以来、各営業店に金融円滑化推進担当者において、貸付条件の変更等に取り組んでまいりました。同法は平成25年3月末をもって期限終了を迎えましたが、当組合は同法の期限到来後においても、従来どおり金融円滑化のための基本方針に基づき、柔軟に対応しております。

お客様が中小企業者である場合

	令和2年3月末	令和3年3月末
	件数	件数
貸付条件の変更等の申込みを受けた債権	2,022	2,044
うち、実行に係る貸付債権	1,939	1,961
うち、謝絶に係る貸付債権	68	68
うち、審査中の貸付債権	0	0
うち、取下げに係る貸付債権	15	15

お客様が住宅資金借入者である場合

	令和2年3月末	令和3年3月末
	件数	件数
貸付条件の変更等の申込みを受けた債権	80	84
うち、実行に係る貸付債権	66	70
うち、謝絶に係る貸付債権	9	9
うち、審査中の貸付債権	0	0
うち、取下げに係る貸付債権	5	5

(注) 1. 件数は法施行日(平成21年12月4日)から基準日までの累計です。
件数は債権単位で表示しています。
2. 中小企業者とは、一般事業を営まれる個人のお客様も含みます。
3. 申込みとは、お客様からの貸付条件の変更等の申込みを書面または口頭により受けたものです。